

職種別懇談会を開催しました。

裏
面

アンケート結果(ご協力ありがとうございました) 給与臨時特例法案に対する組合のスタンス

【戸畑地区技術職員懇談会】

11月17日(木)18時から、戸畑地区機器分析センター内、図書・資料室で戸畑地区技術職員懇談会を実施しました。出席した技術職員は6名、執行部からは5名(西谷、井本、若山、富重、重末)の参加がありました。最初に、西谷委員長から、開会のあいさつと、本学における国家公務員給与引下げ等について説明があり、その後、井本書記長より、全大教第23回教育研究集会報告と、中・四国地区、九州地区単組代表者会議報告が行われました。主な内容として、各大学での技術職員の昇格や待遇について報告されました。参加者の意見としては、退職時の給与等級が事務職員に比べて低いため、適切な昇格と、資格必要業務における各種資格手当の付与等がありました。(文責:重末)

【戸畑・若松地区教育職員懇談会】

11月28日(月)18時より、4名の先生方にご出席いただき、戸畑地区教員懇談会を実施した。執行部からは4名(西谷、東野、渡邊、井本)が出席した。冒頭、西谷委員長から労働法理の紹介を交えた挨拶があり、引き続き、国家公務員給与をめぐる情勢についての説明が行なわれた。いまだ厳しい状況が続いているが、国家公務員給与の引下げ及びそれに付随する形での国立大学法人への波及を食い止めるべく、人事院勧告を経ない国家公務員給与引下げの違法性、内国法人が抱える内部留保の増大と労働分配率の低下など、今般の法案が抱える問題性について議論が交わされた。その後、東野及び井本書記長より、7月に現執行部が発足して以来の活動(新執行部発足に当たっての学長への申入れ、アウトソーシングに係る労働協約の改定、教研集会等への参加、テニユア・トラックに関する質問状の提出、職員アンケートの実施、労使協議会開催の申入れなど)について報告した。特に、テニユア・トラックの問題に関しては、テニユア・トラック制が学問研究そのものに対してもつ

問題性も出席者より指摘され、組合としても大いに参考となった。また、出席者より、国立大学法人化に際しての大学と組合との間の交渉過程についても紹介され、今後解決すべき課題が列挙されている旨のご報告を受けた。今後の組合活動にとっての準拠となるような、大変貴重なご提言をいただいた。(文責:東野)

【飯塚地区職種別懇談会】

11月30日(水)18時から飯塚キャンパス職種別懇談会を開催しました。教育職員、技術職員の合同開催となり参加者は9名でした(教育職員3名、技術職員2名、執行委員4名)。初めに教育研究集会(全大教)、組合から大学執行部への申し入れについて報告しました。次にテニユアトラック教員に関する説明を行い、参加者からは他大学の状況(採用されているのか)、メンターとは何か、テニユア教員への予算は毎年配分されるのかなどの質問がありました。た、情報工学部ではテニユアトラック教員についての説明が紙一枚しかなかったという事から、今後も継続した情報発信と、質疑応答という形での発信も必要と感じました。次は国家公務員給与削減に関する議論でした。今回の削減は生活が一変してしまうほど影響が大きい、兼業・アルバイト等してもよいのかという切実な意見、他にパート職員も対象になるのかといった意見もありました。また、今後の大学執行部への交渉に際して、大学は削減回避のための経営努力を行ったのかを確認するとともに、削減が実行された場合の代償措置として、有給休暇の買い取り、振替休日を取得しやすい環境への改善、削減額分に相当する週の労働時間の短縮、入試手当ての見直しなどの案が出され、他にも案があれば組合へ連絡して頂く事になりました。今回の懇談会を踏まえて、組合員の生活環境を守っていく対応・措置を大学執行部へ求めていく、そのための重要な意見交換の場となりました。(文責:富重)

【賃金引き下げに関するアンケート結果】

『賃金引き下げが生活に与えた影響』のアンケートに対し寄せられた回答を集計しました。2年連続の賃下げが、みなさんの生活に大きな影響を及ぼしたことが分かりました。また、これ以上の賃下げは生活の基本である『衣、食、住』の全てに重大な影響を及ぼし、生活スタイルの変化を余儀なくされる事態につながることを痛感しました。

【結果の見方】『比較』の項は、「これまでの賃下げの影響」と「さらなる賃下げの影響」の回答数の増減を比較しており、「→」「↑」は更に見直しを迫られる項目、「↓」はすでに見直しを迫られていて、これ以上は難しい状況にある項目と捉えることができます。

暮らしの実感					
苦しい	5				
やや苦しい	6				
どちらともいえない	1				
ややゆとりがある	0				
ゆとりがある	0				
これまでの賃金引き下げの影響は？		さらに賃金が引き下げられた場合の影響は？		比較	
1 住宅ローンを借り替えた	2	1 住宅ローンを借り替える	2	→	
2 住宅を手放した	0	2 住宅を手放す	2	↑	
3 家賃が安い住宅に引っ越した	0	3 家賃が安い住宅に引っ越す	1	↑	
4 教育費の支払いが困難になった	2	4 教育費の支払いが困難になる	2	→	
5 借金が増えた	2	5 借金が増える	4	↑	
6 食費を減額	10	6 食費を減額	7	↓	
7 衣服費を減額	11	7 衣服費を減額	10	↓	
8 嗜好品を控えた	9	8 嗜好品を控える	8	↓	
9 車の買い換えを延期	6	9 車の買い換えを延期	2	↓	
10 子供の習い事を減らした	1	10 子供の習い事を減らす	1	→	
11 保険を解約した	2	11 保険を解約する	3	↑	
12 保険の種類を安いものにした	4	12 保険の種類を安いものにする	6	↑	
13 貯金を取り崩した	4	13 貯金を取り崩す	7	↑	
14 配偶者が就職・転職して収入を増やした	0	14 配偶者が就職・転職して収入を増やす	2	↑	
15 家族にアルバイトをさせた	1	15 家族にアルバイトをさせる	3	↑	
16 転職・移動を考えた	1	16 転職・移動を考える	2	↑	
17 その他	1	17 その他	1	→	
	貯金を中止した				自動車の放棄、外食はしない

【給与臨時特例法案に対する組合のスタンス】

- ・ 国家公務員は、労働基本権剥奪の代償措置として人事院勧告制度が適用されているにもかかわらず、制度以外での賃金引下げは公務員の権利を侵害する憲法違反です。
- ・ 閣議決定で、非公務員である国立大学に対し、国にあわせて「必要な措置」を「要請」することとしたことは、労働関係法に基づく自律的な労使関係構築の障害となり、労働基本権を侵害するものです。

大幅な賃金引下げは、生活設計の見直しが必要となり、将来の希望が奪われるものです。そのため、廃案を求めると、国の給与改正にあわせることを閣議決定で要請することをやめさせ、自律的な労使関係構築を求めます。

【執行委員会の最近の活動】

- ・ 戸畑・飯塚キャンパスで職種別懇談会を開催しました。（11月17日、28日、30日）
- ・ 国公立大学の教育・研究・医療の充実を求める共同国会行動に参加。（12月5日）
- ・ 大学側へ「冬期節電対策に関する要望」を提出しました。（1月4日）

■□■組合員随時募集中■□■

組合への加入を希望される方は、お近くの執行委員か、kitunion@ninus.ocn.ne.jp までご連絡下さい。また、組合への要望、職場で困っていること、「組合だより」のご感想など、どんなことでも結構です。是非、組合員・組合員以外を問わず、みなさんの声をお寄せ下さい。